

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更  
(2019年9月30日)

現 行	変 更 後
<p>第3条（自己責任およびリスクの確認）</p> <p>本取引を行うにあたり、お客様は、当社よりあらかじめ受領した市場デリバティブ取引に係るご注意、説明書、約諾書、本規定および確認書を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえで、金融商品取引法その他の関連する法令諸規則等を遵守し、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>第3条（自己責任およびリスクの確認）</p> <p>本取引を行うにあたり、お客様は、当社よりあらかじめ受領した市場デリバティブ取引に係るご注意、説明書、約諾書、本規定および確認書、<u>その他当社の提示した書類</u>を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえで、金融商品取引法その他の関連する法令諸規則等を遵守し、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">（現行通り）</p>
<p>第4条（定 義）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>第4条（定 義）</p> <p style="text-align: center;">（現行通り）</p>
<p>10 本取引における「トレール注文」とは、トリガ（成行）注文の指定価格と発注時の価格との値幅をあらかじめ指定しておいて、トリガの指定価格を5 pip（呼値の5倍単位）単位毎の値動きに追従させるという注文手法です。トレール注文は、当社が任意に定めた時間間隔で取引所の現在価格を認識し、トレール注文が執行させるべき価格に取引所の価格が到達した後に、当社から取引所に対して発注されますので、その時間差により当初想定する価格で執行されない場合があります。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>10 本取引における「トレール注文」とは、トリガ（成行）注文の指定価格と発注時の価格との値幅をあらかじめ指定しておいて、トリガの指定価格を5 pip 単位毎の値動きに追従させるという注文手法です。トレール注文は、当社が任意に定めた時間間隔で取引所の現在価格を認識し、トレール注文が執行させるべき価格に取引所の価格が到達した後に、当社から取引所に対して発注されますので、その時間差により当初想定する価格で執行されない場合があります。</p> <p style="text-align: center;">（現行通り）</p>
<p>第26条（外国政府等の重要な公人に係る条項）</p> <p>お客様は、外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等に、該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨をインヴァスト証券に届け出るものとします。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>第26条（外国政府等の重要な公人に係る条項）</p> <p>お客様は、外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等に、該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨を<u>当社</u>に届け出るものとします。</p> <p style="text-align: center;">（現行通り）</p>
<p>第27条（免責事項）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(10) お客様が当社に届出た氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠った場合。</p>	<p>第27条（免責事項）</p> <p style="text-align: center;">（現行通り）</p> <p>(10) お客様が当社に届出た氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠った場合。</p>

<p>(11) 当社がお客様の届出たメールアドレスに宛てて配信されたメール等が、回線会社等による制限等によって遅延または不着となった場合。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第31条 (解 約)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2 (1) ~ (7) (省 略)</p> <p>(8) お客様が、<u>第31条</u>に定める本規定の変更に同意しない場合。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>6 第2項のおよび第5項の場合において、本取引口座に残高があるときは、当社は本規定解約日前の任意の日にその残高をお客様の出金先金融機関に出金するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省 略)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成30年7月9日</u>より施行する。</p>	<p>(11) 当社がお客様の届け出たメールアドレスに宛てて配信されたメール等が、回線会社等による制限等によって遅延または不着となった場合。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>第31条 (解 約)</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>2 (1) ~ (7) (現行通り)</p> <p>(8) お客様が、<u>第32条</u>に定める本規定の変更に同意しない場合。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>6 第2項および第5項の場合において、本取引口座に残高があるときは、当社は本規定解約日前の任意の日にその残高をお客様の出金先金融機関に出金するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下、現行通り)</p> <p>附則 本規定は、<u>2019年9月30日</u>より施行する。</p>
--	--